

## 受託契約約款新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: right;">令和7年1月1日改定 東京食肉市場株式会社</p> <p style="text-align: center;">受託契約約款</p> <p>第1条から第3条（現行通り）</p> <p>（委託物品の引渡し場所）</p> <p>第4条 委託者の会社に対する委託物品の引渡しは、家畜にあつては市場付設生体荷下場で行い、枝肉にあつては、<u>市場内の枝肉荷下場で行うこととします。なお、委託者の了解を得て、会社が市場外のと畜場にと畜を委託した家畜は、当該と畜場付設生体荷下ろし場で行うものとします。</u></p> <p>第5条から第14条（現行通り）</p> <p>（量目及び計量）</p> <p>第15条 会社は、受託物品の卸売に当たっては、会社の卸売場備付の計量器によつて、販売前に計量するものとします。<u>なお、牛枝肉については、計量器により計量した量目に対し、減耗率1%を減じて計算するものとします。</u></p> <p>第16条（現行通り）</p> <p>（市場外にある物品の卸売）</p> <p>第17条 会社は、委託者の了解を得て、委託物品を市場に搬入することなく卸売を行うことができるものとします。</p> <p>第18条から第25条（現行通り）</p>	<p style="text-align: right;">令和5年4月1日改定 東京食肉市場株式会社</p> <p style="text-align: center;">受託契約約款</p> <p>第1条から第3条（略）</p> <p>（委託物品の引渡し場所）</p> <p>第4条 委託者の会社に対する委託物品の引渡しは、<u>当該家畜（以下「家畜」と言う。）を解体し枝肉として販売する家畜にあつては市場付設生体荷下場で行い、枝肉にあつては、市場内の枝肉荷下場とします。なお、条例第32条第2項の規定による場合は、当該場所において物品の引渡しを行うこととします。ただし、家畜の生体を除くものとします。</u></p> <p>第5条から第14条（略）</p> <p>（量目及び計量）</p> <p>第15条 会社は、受託物品の卸売に当たっては、会社の卸売場備付の計量器によつて、販売前に計量するものとします。</p> <p>第16条（略）</p> <p>（市場外にある物品の卸売）</p> <p>第17条 会社は、委託者の了解を得て、委託物品を市場に搬入することなく卸売を行うことができるものとします。<u>又、条例第32条第2項の規定による場合は、当該場所において物品の卸売を行うことができるものとします。</u></p> <p>第18条から第25条（略）</p>

## 受託契約約款新旧対照表

新	旧
<p>(委託者の費用負担)</p> <p>第26条 受託物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて委託者の負担とします。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 運送料 (当該物品の市場までの運搬に要する費用)</p> <p>(3) から (9) (現行通り)</p> <p>(10) けい宿料 (家畜をけい宿<u>けい留</u>するため特に要した費用)</p> <p>(11) から (13) (現行通り)</p> <p>2 (現行通り)</p> <p>第27条から第36条 (現行通り)</p> <p>付則 この受託契約約款は、昭和47年6月28日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成元年4月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成9年4月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成12年7月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和元年10月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和7年1月1日から施行する。</p>	<p>(委託者の費用負担)</p> <p>第26条 受託物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて委託者の負担とします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 運送料 (会社の当該物品の卸売場又は条例第32条第2項に規定する場所までの運搬及び積下し並びに器材返送に要する費用)</p> <p>(3) から (9) (略)</p> <p>(10) けい宿料 (家畜をけい宿するため特に要した費用)</p> <p>(11) から (13) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第27条から第36条 (略)</p> <p>付則 この受託契約約款は、昭和47年6月28日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成元年4月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成9年4月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成12年7月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成13年11月1日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成17年5月1日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、平成27年4月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和元年10月1日から施行する。(一部改正)</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和2年6月21日から施行する。</p> <p>付則 この受託契約約款は、令和5年4月1日から施行する。</p>